



令和2年度



南三陸町放課後児童クラブ利用申込案内

利用申込受付

① 年度当初利用受付(令和2年4月から利用を希望される方)

【日時】 令和元年12月16日(月) 午前9時から午後5時まで
 【場所】 総合ケアセンター南三陸1階 保健福祉課子育て支援係窓口

② 年度途中利用受付

年度途中での利用については、利用希望日の1か月前までにお申し込みください。

【場所】 総合ケアセンター南三陸1階 保健福祉課子育て支援係窓口
 午前8時30分から午後5時15分まで

*申請書類配布について

- 配布日時：令和元年11月11日(月)から
- 配布場所：志津川地区放課後児童クラブ・歌津地区放課後児童クラブ
 戸倉地区子育て支援センター 歌津総合支所
 保健福祉課子育て支援係(総合ケアセンター南三陸 1階)



南三陸町放課後児童クラブ一覧



クラブ名	定員	対象児童	所在地
志津川地区放課後児童クラブ	30名	志津川小学校在籍児童 入谷小学校在籍児童	南三陸町志津川字城場75番地2 (志津川小学校校舎内)
歌津地区放課後児童クラブ	30名	伊里前小学校在籍児童 名足小学校在籍児童	※旧歌津保健センターを改修。改修工事終了後、移転予定。
戸倉地区放課後児童クラブ	20名	戸倉小学校在籍児童	南三陸町戸倉字宇津野50番地10 (戸倉子育て支援センター併設)

※各地区、新1年生を含む6年生まで利用可(但し、低学年を優先する場合があります)

*放課後児童クラブとは

南三陸町放課後児童クラブは、町内小学校に在籍する児童であって、保護者及び同居の家族が以下のいずれかに該当するため、放課後に家庭で適切な保護を受けることのできない児童を対象としています。

また、新1年生を含む、2年生から6年生は、4月1日から受け入れることが可能となっています。

6学年の児童まで利用できますが、利用を希望される方が募集人数を超えた場合は、低学年の児童が優先となります。

【保育の必要な事由】

- ① 保護者又は同居の家族が就労、就学又は技能訓練をしている
- ② 児童を保護できない程度の疾病又は心身障害を有している
- ③ 家族等の看護又は付き添いをしている
- ④ その他町長が適当と認める事由がある

各地区放課後児童クラブ共通

- 開所時間：月曜から金曜日 下校時から午後6時30分まで
土曜日及び学校休業日等 午前8時から午後6時30分まで
※利用状況によって開閉所時間等について、異なる場合があります。
※令和2年4月から土曜日保育は志津川地区放課後児童クラブで集約保育とする予定です。
- 休業日：日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで
※その他町長が必要と認めた日
※小学校が臨時休校となった場合（台風、災害、警報等により）
- 利用料金：1児童につき月額5,000円（2人目以降は月額2,500円）

※申請書類について

- 記入例を確認しながら、記入してください。
- 就労（見込）証明書、自営業等申告書については、きょうだいが保育所等の申請時に提出した場合は、事前にお問い合わせください。

問い合わせ

- 担当：保健福祉課子育て支援係
（子育て支援センター）
住所：南三陸町志津川字沼田14番地3
総合ケアセンター南三陸1階
電話：0226-46-1402（子育て支援係）
0226-46-3042（子育て支援センター）
FAX：0226-46-4587